

第2回新見市まちづくり審議会次第(会議要旨)

日時：平成30年 7 月 5 日(木)

午後3時00分～

場所：市役所南庁舎 3階 会議室A

1 開 会

2 会長あいさつ

堀江会長あいさつ

3 市長あいさつ

池田市長あいさつ

4 諮 問

「新見市版地域共生社会構築計画」について池田市長から諮問

・池田市長が諮問書を朗読し堀江会長に手交

5 協 議

・「新見市版地域共生社会構築計画」の策定スケジュールについて事務局から説明

・「新見市版地域共生社会構築計画」について事務局から説明

6 そ の 他

7 閉 会

川上副会長あいさつ

新見市版地域共生社会構築計画(案)

平成30年 月 日

新 見 市

目次

はじめに	1
1 新見市版地域共生社会構築計画策定の趣旨	2
2 将来人口と予想される課題	3
(1) 将来人口の推計	3
(2) 予想される課題	5
3 新見市版地域共生社会構築の取組	7
【地域における共生社会の構築】	9
1 地域における共生社会構築の方向性	10
(1) 意識の醸成及び担い手づくり	10
(2) 対等な関係の構築と情報共有	10
(3) 課題・目的・手法等についての共通認識の構築	10
(4) 地域が自立できる仕組みづくり	11
2 具体的な取組の内容	12
(1) 地域運営組織	12
(2) 人材	14
(3) 活動資金	14
(4) 拠点施設	15
3 当面の取組	16
(1) 地域担当職員の配置	16
(2) 協働のまちづくり交付金	16
【大学を活かしたまちづくり】	17
1 大学を活かしたまちづくりの利点	17
2 大学を活かしたまちづくりの方向	19
3 具体的な取組の内容	19
(1) 福祉教育環境整備事業	19
(2) 地域社会貢献事業	20

- (3) 新見駅西エリア整備事業…………… - 21 -
- (4) 大学成長戦略支援事業…………… - 21 -

はじめに

平成17年3月、新たな新見市が誕生した際、新市のまちづくりの最高規範として「新見市まちづくり基本条例」が制定されました。

この条例では、市民がまちづくりの主体であることを明らかにするとともに、うるおいのある生活環境の整備、健康でやさしさに満ちた社会の形成、香り豊かな文化の創造、個性的で伸びやかな産業の育成を目標とし、「住民自治」をよりどころに、市民と議会と行政それぞれが役割や責務を認識した上で、協働できる仕組みの確立を求めています。

今、本市は、人口減少と少子高齢化という大きな課題に直面しています。さらに、社会情勢の変化を背景に、市民一人ひとりの価値観が多様化するとともに、市民ニーズや地域が抱える課題もまた、複雑・多様化しています。

将来にわたって、健康で住んで良かったと思えるまちを実現していくためには、すべての人が積極的に社会に参画し、協働してまちづくりに取り組むことが必要です。

新見市まちづくり基本条例

平成17年3月31日
条例第6号

高梁川の源流域に位置する私たちの新見市には、市町合併により誕生した広い地域に、美しい森林や清らかな流れなどの豊かな自然と先人が培ってきたすばらしい伝統と文化が息づいています。

私たちは、この自然と文化を大切に受け継ぎ、すべての市民が連携・協力しながら、うるおいのある生活環境の整備、健康でやさしさに満ちた社会の形成、香り豊かな文化の創造、個性的で伸びやかな産業の育成を目標に、安心と活力、住みやすさが実感できる「誇りある人と自然の源流文化都市」の実現に努めていきます。

このため、私たちは、「住民自治」を最大のよりどころとし、市民と議会と市それぞれが役割や責務を認識した上で協働できるシステムを確立しなければなりません。

ここに、私たちは、新見市のまちづくりの最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、新見市のまちづくりの理念を明らかにするとともに、まちづくりの基本原則、市民の役割並びに議会及び市の責務その他まちづくりに関し必要な事項を定めることにより、住民自治を基本とした協働によるまちづくりを推進することを目的とする。(以下略)

1 新見市版地域共生社会構築計画策定の趣旨

本市では、「第2次新見市総合振興計画」や「新見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた様々な施策を展開し、時代の要請やニーズに応じた地域活性化や地方創生の実現、人口減少の抑制につながる取組を積極的に進めてきました。しかし、依然として人口は減り続けており、地域の活力低下や経済の停滞等の問題が危惧されます。

一方、「はじめに」でも述べたように、市民の価値観が多様化し、市民ニーズや地域課題が変化する中、これまでの行政サービスの枠組みでは対応しきれなくなっており、新たな視点での仕組みづくりが必要になっています。

こうした状況を受け、本市では、人口減少に備えたまちづくりを急ぐ必要があるとの考えから、「協働によるまちづくり」を施策の重点方針に位置づけ、これまで以上に積極的に推進することにより、「新見市版地域共生社会」の構築に取り組むこととしたものです。

本計画は、今後の取組についての考え方やその過程を明らかにすることによって、全市における機運の醸成と共通理解の促進を図ることを目的に策定するものです。

2 将来人口と予想される課題

(1) 将来人口の推計

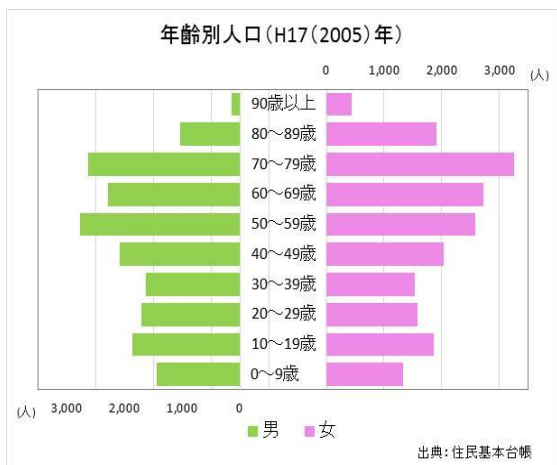
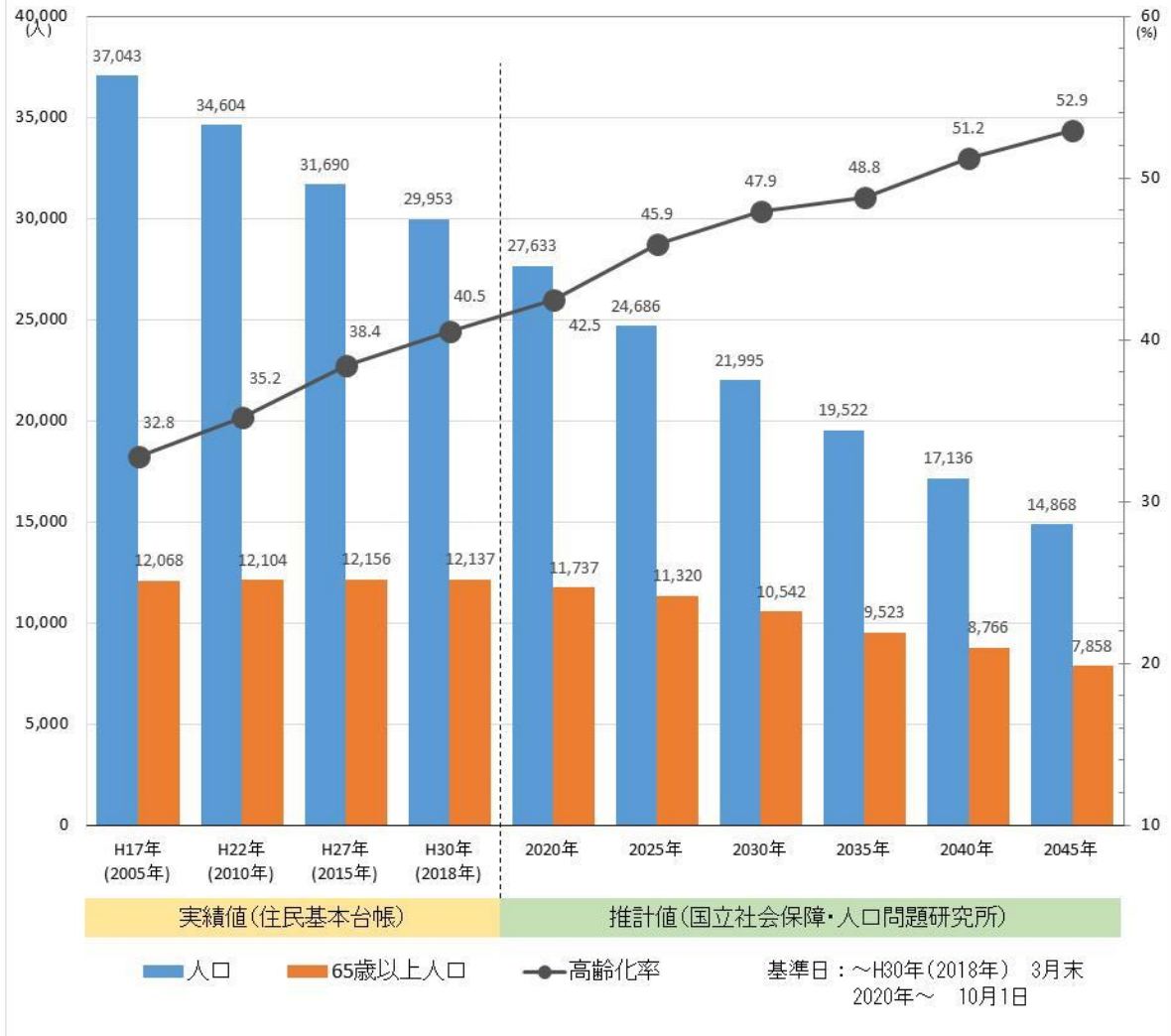
平成17年3月末の新市誕生時、37,043人だった本市の人口は、平成30年3月末には29,953人まで減少しています。

さらに、平成30年3月、国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の将来推計人口では、今後も日本全体で人口は減り続け、2045年における本市の推計人口は、14,868人と、現在の半数以下にまで減少するとされています。

人口減少の背景には、少子化の進行や未婚率の上昇、若年世代の市外流出など様々な要因が考えられますが、いずれも抜本的な解決策は見出せない状況にあり、今後も人口の減少傾向は続くものと見られています。

また、高齢化率は、平成17年3月の32.8%から平成30年3月には40.5%まで大幅に上昇しています。

人口・65歳以上人口・高齢化率の推移



(2) 予想される課題

(ア) 人口減少・高齢化に起因する課題

本市の人口が半減し、高齢化がさらに進行した場合、どういった分野で、どのようなことが起きていくのかを予測することはきわめて困難で、明確なものはありません。

しかし、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」(※)といった社会を支えてきた機能に、何らかの影響が生じてくるものと考えられ、このまま対策を講じなければ、市民生活や地域社会を支える機能はますます低下し、住み慣れた地域で暮らすことを望んでも、かなわない事態が起きることも予想されます。

①自力で生活を維持できなくなる人が増加

高齢者の一人世帯や高齢者のみの世帯が増加し、自らの力では日常生活を維持することが困難になる人が増加していくことが考えられます。

②地域社会の支え合い機能の低下

家族や隣近所による支え合いの機能が低下するとともに、地域の最小単位として地域を支えてきた行政地区では、組織の維持が出来なくなり、結果的に地域を支える機能を失うことが考えられます。

また、商業店舗や医療施設の撤退、閉鎖など地域の社会基盤の弱体化が進み、地域生活そのものが成り立たなくなる状況も考えられます。

③公共サービスの縮小

税収の減少や高齢化による社会保障費の増加等により、本市の財政状況は厳しさを増すものと予想され、職員の削減や公共サービスの縮減を余儀なくされることも考えられ、「公助(行政)」によってのみでは地域を支えることが難しくなることが懸念されます。

※「自助」＝自分で自身の生活課題を解決することをいいます。

「互助」＝家族・友人・近所など、個人的な関係にある人同士が助け合い、それぞれの生活課題を

互いが理解し、解決につなげることをいいます。相互に支える点では、「共助」と似ていますが、費用負担が制度的に位置づけられていない自発的な支え合いで、自治組織やボランティア活動などの幅広い活動が該当します。

「共助」＝制度化された相互扶助のことで、医療保険制度、年金制度、介護保険制度といった社会保障制度が該当します。

「公助」＝自助・互助・共助以外の分野で、公の負担（税による負担）で行われる様々なことが該当します。

（イ）社会情勢の変化に起因する課題

①公共サービスの限界

これまでは、市民や世帯が抱える課題に対し、高齢者、障がい者、児童等といった分野ごとの支援体制で対応を行ってきました。しかし、一人の市民、一つの世帯が、複数の課題を同時に抱えるケースが増えており、これまでの個別の支援体制では対応が困難な場合や現行の制度では支援の対象とならないケースなど、現在の公共サービスでは対応できない事例が増加すると考えられます。

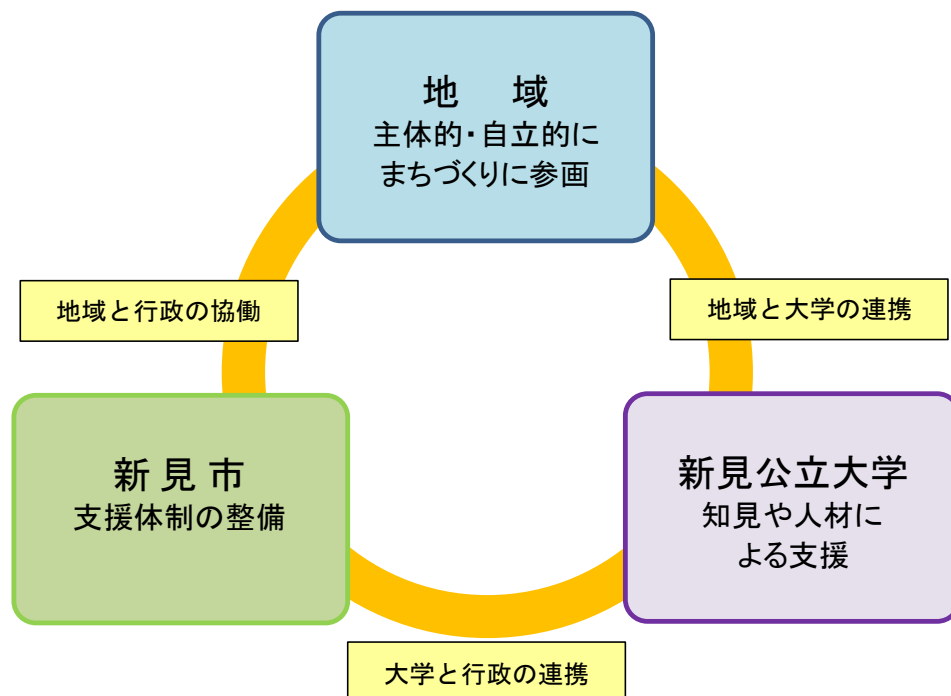
3 新見市版地域共生社会構築の取組

本市が今後、前述のような人口減少や高齢化、社会情勢の変化に起因する様々な課題を乗り越え、人口が減少する中であっても、将来にわたって持続可能な社会を創っていくためには、社会全体で市民の生活や地域社会を支えていく仕組み、いわゆる「地域共生社会」の構築を進めていく必要があると考えています。

こうした考え方のもとに、本市では、市民と行政、そして、本市固有の資源である新見公立大学が連携・協働して、新見市独自の取組を進め、

すべての市民が、安心して幸せを感じながら暮らせる
まちづくりを目指します

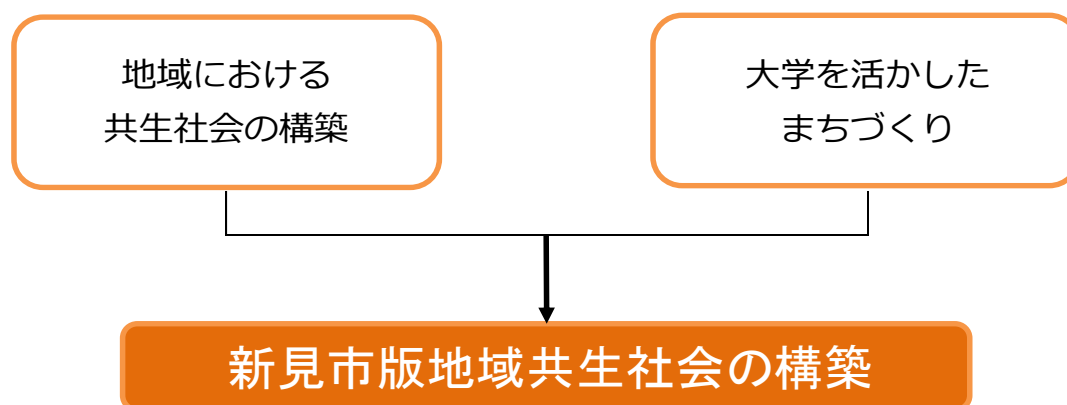
地域共生社会の取組は他自治体でも行われていますが、本市では、その取組と大学を活かしたまちづくりの取組を同時に進めることにより、より効果的な取組を目指しており、「新見市版地域共生社会」構築に向けた取組としています。



具体的には、「地域における共生社会の構築」と「大学を活かしたまちづくり」を計画の2つの柱として各種事業に取り組み、「新見市版地域共生社会」の構築を進めます。

地域における共生社会の構築の取組では、市民と行政が連携、協働して、地域ごとに異なった様々な課題を、地域が主体となって解決することができ、地域に暮らすすべての人を支えられる社会の構築に取り組みます。

一方、大学を活かしたまちづくりでは、子育て支援や健康増進、障がい者支援といった市全域に関わる課題の解決に、新見公立大学の知見や人材を活かして取り組むとともに、同大学の4年制移行を地域の活性化につなげていくための事業を実施します。



【地域における共生社会の構築】

地域共生社会の構築には、国や市が行わなければならない制度や支援策の整備と並行して、市民と行政が協働し、地域における課題解決、支え合いの体制整備に取り組む必要があります。

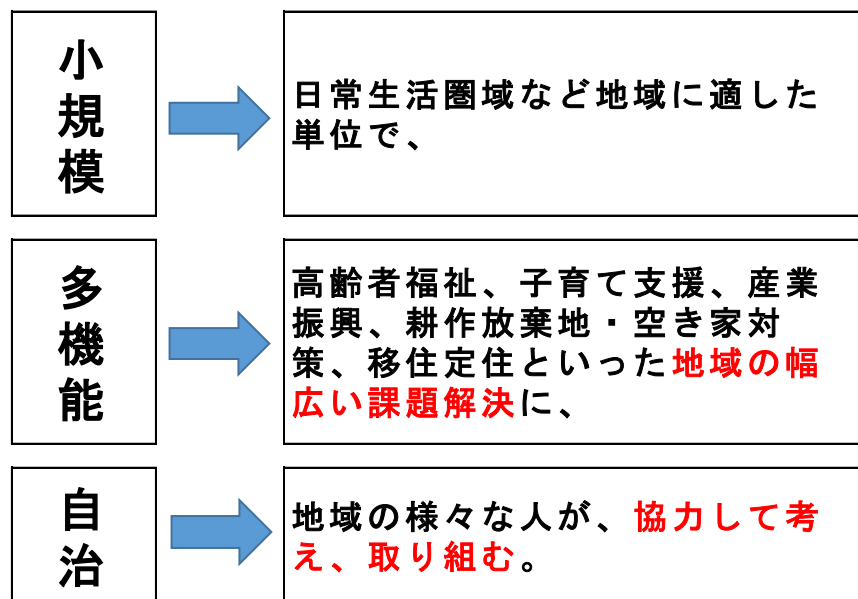
本市では、人口減少や少子高齢化を背景に、地域活力の低下や地域社会基盤の弱体化といった課題、さらには市民ニーズの複雑・多様化といった課題が顕在化しており、従来の仕組みや考え方では対応しきれない時代となっています。

こうした中、将来にわたって持続できる地域社会を築いていくためには、地域のことを地域が中心となって担い、支えていくセーフティネットの仕組みが求められており、「地域における共生社会の構築」に向けた取組を進めます。

本市が進めようとしている地域における共生社会の構築は、地域の自治力を取り戻そうとする取組です。しかしながら、現在の行政区の中には、組織の維持そのものが難しくなっている地域もあることから、これまでに比べ少し大きな区域を単位に考えていく必要があると思われます。その上で、小規模多機能自治（※）の考え方をもとに、地域住民が主体となり、地域の課題を地域で共有し解決を図る地域組織（以下「地域運営組織」という。）を整備し、地域自らが将来展望を描きながら活動する仕組みをつくり、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指します。

※小規模多機能自治

一般的には、「自治会、町内会より広範囲の概ね小学校区などの区域で、個人、各種団体等により構成された地域共同体が、地域の実情や課題に応じた住民福祉を増進するための取組を行うこと」とされています。



1 地域における共生社会構築の方向性

まちづくりを進めるうえで一番大切な点は、地域住民が自分たちの地域に関心を持ち、話し合いを通じて、地域課題を共有することです。

一方、行政は、地域住民の思いや行動力を活かせる仕組みをつくり、地域住民と一体となって地域づくりを進めていくことが求められます。

(1) 意識の醸成及び担い手づくり

今後の取組を進める上では、「住民自治」を基本原則とし、すべての市民が、まちづくりの主体として積極的に活動するという意識を育むとともに、地域活動や市民活動を担う人材の掘り起こしを行います。

また、行政は、協働の重要性や必要性を再認識するとともに、協働によるまちづくりを推進するための体制づくりに取り組みます。

(2) 対等な関係の構築と情報共有

市民と行政が互いの主体性や自主性を尊重しながら、これまで以上に身近で強い信頼関係のもとに協働してまちづくりに取り組む対等な関係を築いていくため、双方向からの適切な情報の提供と共有に努めることとします。

地域住民同士、地域住民と行政がつながっていくためには、地域のことを話し合う機会が必要であり、話し合いによって、地域課題を共有できるほか、地域づくりの方向性が見えてきます。このため、「話し合いの場」と「人が集う場」をつくることが肝要です。

(3) 課題・目的・手法等についての共通認識の構築

まちづくりの課題、目的、手法について、市民と行政が話し合い等を通じて共通認識を持つことが重要です。

さらに、地域課題の共有や地域づくりのアイデアの掘り起こしが進むにつれて、それを

解決、実現するための仕組みが必要となります。また、その過程に市職員も加わり、連絡調整役を担うことによって、事業のより効率的で効果的な実施が期待できます。

なお、地域で解決することができない課題については、市全体で取り組みます。

(4) 地域が自立できる仕組みづくり

地域における共生社会が発展し、機能し続けていくためには、地域が自立できる仕組みが必要となることから、人材や活動資金の確保などに向けた検討を進めます。

例えば、地域課題とされる耕作放棄地や空き家、空き店舗などは、地域資源としての側面を持ちます。こうした資源を有効活用することで、地域の課題を解決しつつ、人材や活動資金を確保していくことが考えられます。

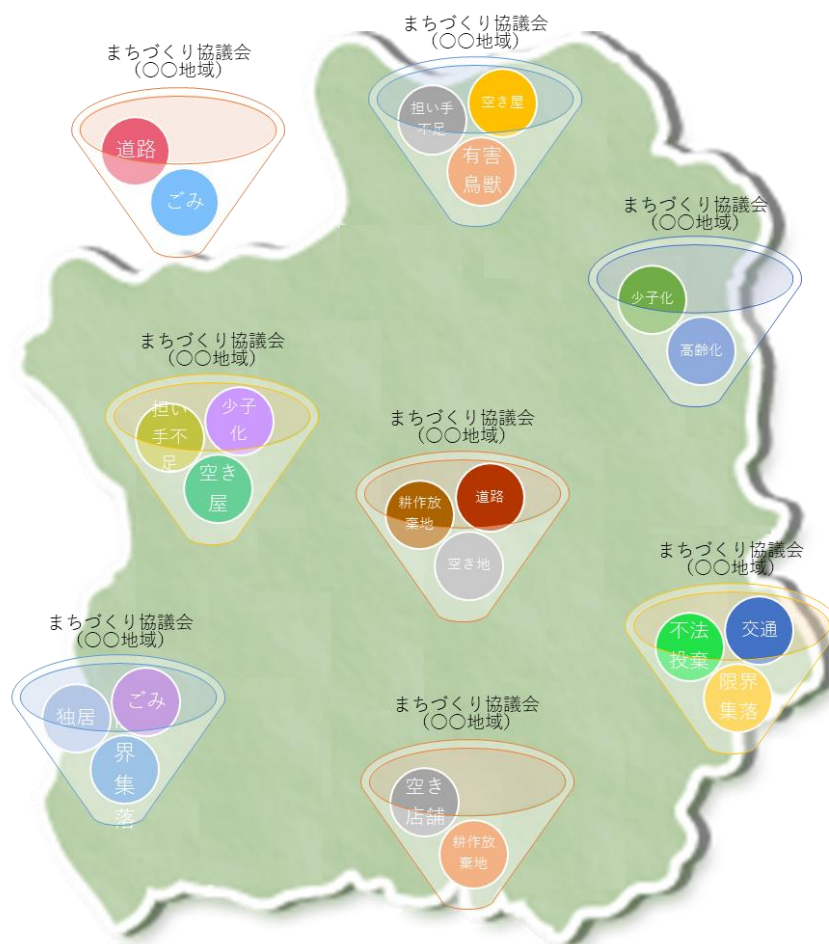
2 具体的な取組の内容

地域における共生社会を構築するためには、「地域運営組織」、「人材」、「活動資金」、「拠点施設」の4つの要素が重要となります。それぞれの形態や内容は、地域の実情によって柔軟に考えられるべきです。

(1) 地域運営組織

地域の課題や特長を活かした地域づくりについて話し合い、解決を図る組織として、各地域において住民、事業者、各種団体が構成する地域運営組織(まちづくり協議会(仮称))の設立を目指します。

地域運営組織は、地域が主体となって組織し、その後のまちづくりの中心的役割を担うものとなります。



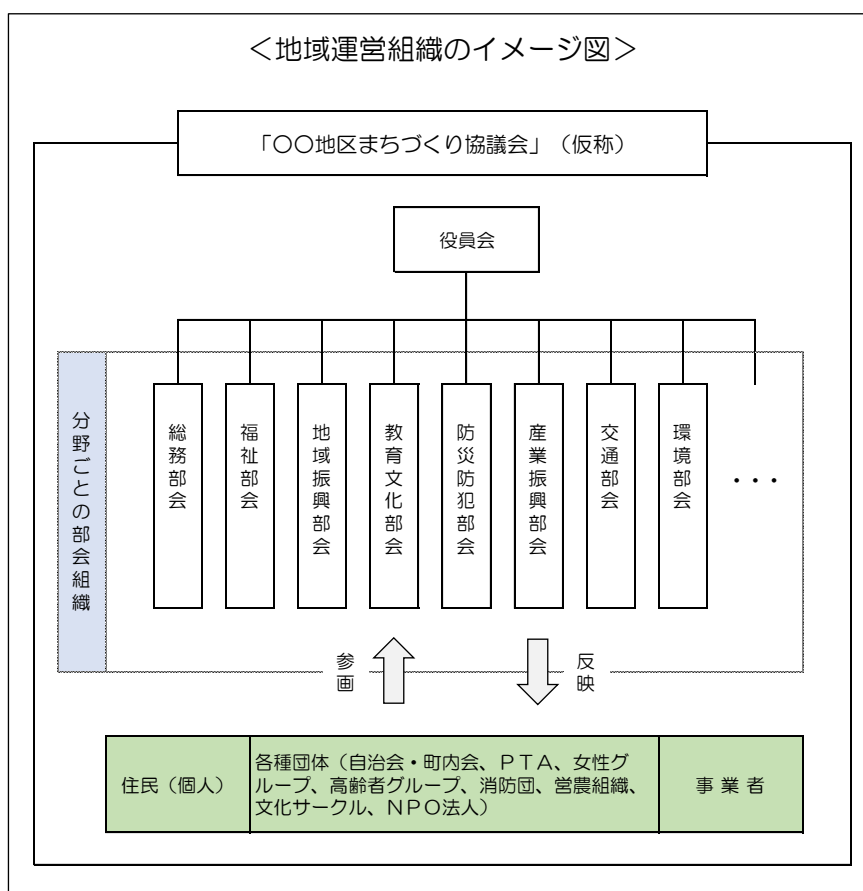
設立にあたり、地元振興会などの母体となる組織がある場合は、地域における共生社会の考え方を地域内や行政と共有しながら、地域運営組織への移行などを検討します。

母体となる組織がない場合は、住民説明会の開催などを通じて、地域における共生社会構築の機運を醸成しながら地域運営組織の設立を目指します。

なお、地域運営組織の対象区域については、日常生活圏域なども考慮しながら、地域それぞれの特性に応じ、地域内、地域間で協議を行い、地域が最も活動しやすい区域を選択する必要があります。

また、組織の維持・発展・継続を図る観点から、将来的には法人格を取得することも考えられます。

なお、地域運営組織の設立にあたっては、地域内の各種既存組織が持つ役割や機能を点検したうえで、整理統合に努め、役員の負担軽減や重複する業務の整理を図る必要があります。



(2) 人材

地域では、すべての住民が地域を支える人材となることが望まれます。地域住民が課題を主体的にとらえ、地域運営組織の一員として解決に取り組む機運を醸成するとともに、地域課題解決の手法や知識を蓄積していくことが必要です。

行政は、住民主体のまちづくりを支援するため地域に出向き、地域とのパイプ役となる「地域担当職員」を配置します。地域担当職員は、地域運営組織の設立支援や地域の現状・資源・課題等を把握することに加え、住民が主体的に地域の課題を解決し、特性を活かした地域づくりに活かせる情報の提供や担当課との連絡調整などの役割を担います。また、地域運営組織とともに地域資源を活用した地域づくり及び地域課題の解決に向けた企画立案を進めることとします。

さらに、介護保険法の規定に基づく「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、地域運営組織や民間事業者などとも地域課題を共有しながら、地域内の資源開発、課題解決につながる連携体制の構築、地域のニーズと民間サービスとのマッチングなどを担うほか、「地域担当職員」とともに共生社会の構築に取り組みます。

(3) 活動資金

地域課題を解決し、特色を活かした魅力ある地域を形成し維持・発展させていくためには、活動のための資金を確保する必要があります。

将来に向け持続的な活動を進めるためには、地域の人材や施設、地域資源を活用しながら、地域自らが必要な資金を調達することが求められますが、当面は、行政として活動資金を支援する制度を準備する必要があります。

このため、地域運営組織の活動や運営に必要となる資金として、使途に必要以上の制限を設けない「一括交付金（仮称）」制度の創設を検討します。

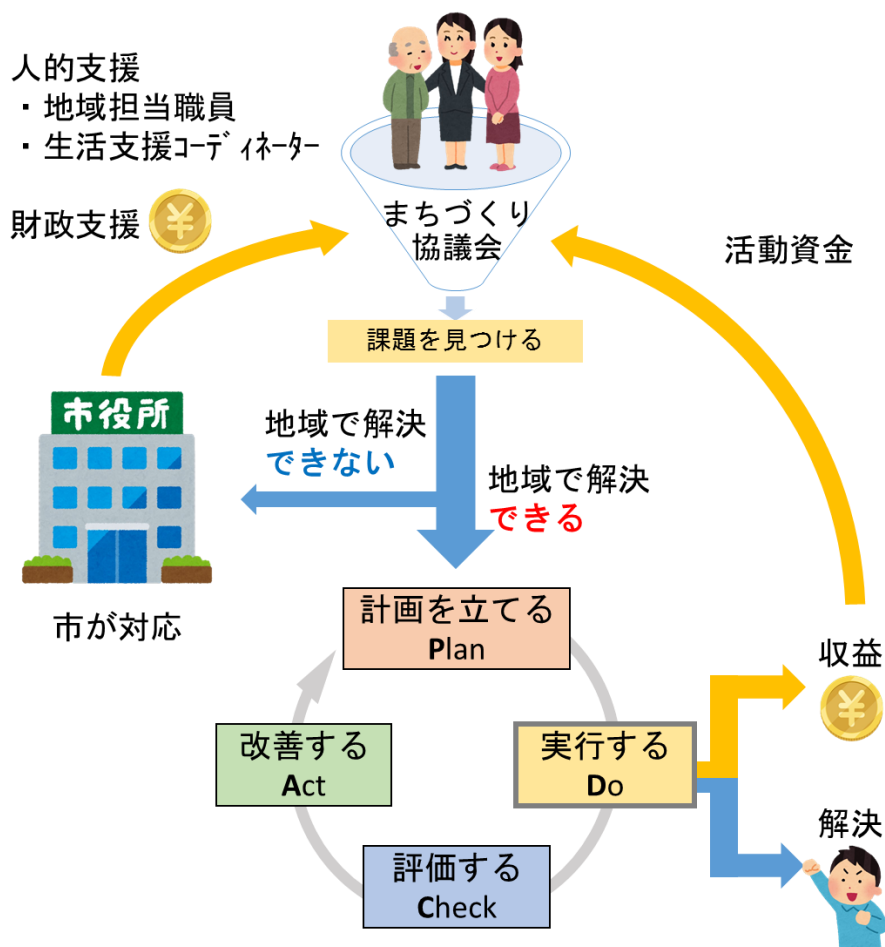
基本額に加え、現行の補助金のうち、統合可能な各種の補助金等（例：防犯灯設置費補助金、道路愛護会報償費、敬老会補助金、地域づくり推進事業補助金等）を廃止し、相当額を「一括交付金（仮称）」の一部として計上することも検討します。

(4) 拠点施設

地域課題を早期に発見し、適切な対応を行うためには、地域住民の誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができるとともに、自主活動を行うことができる活動拠点が必要です。

地域住民が自主的な地域活動を行い、また、住民主体のまちづくりを積極的に推進するための「市民センター」と、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進などに寄与することを目的とする「ふれあいセンター」・「公民館」が設置されています。

これらの施設は、既に地域の拠点として定着していることから地域運営組織の拠点施設となることも考えられます。また、その他の地区集会所や空き家・空き店舗を活用するなど、地域の中で他にふさわしい場所がある場合は、当該施設を拠点施設として活用することも可能です。



3 当面の取組

地域における共生社会構築のためには、いち早く機運の醸成や地域の状況把握を行う必要があるため、平成30年度から「地域担当職員」を配置するほか、「協働のまちづくり交付金」による支援に取り組みます。

(1) 地域担当職員の配置

平成30年度は、新見支局管内の8つの市民センター区域にそれぞれ3名と、4支局管内にそれぞれ5名を先行配置し、当面は各地域で開催されている「小地域ケア会議」へ参加し、地域の状況や課題等を把握するとともに、生活支援コーディネーターと連携しながら地域課題解決につながる取組の支援を行うほか、組織づくりに向けての情報収集に取り組みます。

「小地域ケア会議」が組織されていない地域については、個別に地域の状況等の把握を行います。

(2) 協働のまちづくり交付金

地域運営組織が設立されるまでの間、地域が主体となって取り組む地域共生社会の実現に向けた先進事例を積み上げることを目的に、地域での議論を踏まえ、課題の解決につながる試行的な取組を行う地域団体などに対し、事業に要する経費として50万円を限度に「協働のまちづくり交付金」を交付します。

【大学を活かしたまちづくり】

新見公立大学は、市内唯一の高等教育機関です。公立大学の多くが都道府県立、指定都市立である中、保健福祉系の大学が人口3万人規模の市に設置されていることは極めて稀で、本市の活性化に欠かすことのできない重要な地域資源です。

昭和55年に一部事務組合立の短期大学として開学以来、看護、保育、福祉の分野における質の高い教育カリキュラムの構築と組織改革を繰り返しながら、これまで約5,300人もの優秀な専門職人材を輩出してきました。

平成22年度の新見公立大学開学に合わせて看護学科が4年制に移行し、平成26年度には大学院看護学研究科を、翌年度には助産学専攻科を開設して現在に至ります。

平成31年度には、短期大学の2学科も4年制に移行する計画で、大学の役割はますます高まるものと考えられます。

市民、行政、大学が連携、協働し、大学が設置されている利点を最大限に活かしつつ、本市の活性化や課題解決を図っていこうとする取組が、「大学を活かしたまちづくり」です。

【新見公立大学の改組】

若年人口が減少傾向にある中、全国の大学が学生確保を大きな課題と考えています。

公立大学法人新見公立大学では、より魅力ある大学づくりを進めるため、平成31年4月から新見公立大学健康科学部に4年制の地域福祉学科と健康保育学科を開設し、現在の看護学科とともに1学部3学科体制に改組します。これに合わせて、看護学科の定員を現行の60人から80人へ増員する計画です。

1 大学を活かしたまちづくりの利点

人口減少や少子高齢化により、全国の中山間地域が様々な課題を抱えています。そうした課題の多くが本市でも顕在化しており、「課題先進地」と言われる所以です。これらの課題を着実に解決していくことが、持続可能な社会を目指す本市にとっての重要施策になるものと考えられます。



新見公立大学では、完全4年制への移行を進める中で、課題先進地である本市の特性を活かして、様々な課題の解決につながる実践的教育に取り組み、高度な知識と技能及び豊かな教養と人間性、高い倫理観を有する専門職の育成を目指すこととしています。

今後進める課題解決の過程で、新見公立大学の持つ専門的な知見や人材を活用できることは、本市の大きな強みであり、大学を活かしたまちづくりに取り組む大きな意味でもあります。

さらに、新見公立大学が完全4年制へ移行することにより、2022年度には現在より学生数が280名増加する見込みであり、地域経済への直接的効果が見込めるとともに、学生と市民との交流を通じて、まちのにぎわい創出効果も期待できます。

2 大学を活かしたまちづくりの方向

大学を活かしたまちづくりは、市民、行政、大学が一つになってまちを創っていく取組です。

取組の中で、市民、行政は、新見公立大学が本市の重要な地域資源であることを踏まえ、地域の活性化や共生社会の構築に向けた取組のあらゆる場面で、同大学の持つ様々な資源の有効活用を図ります。

また、新見公立大学は、教育機関の使命である優れた人材の育成に努める中で、本市全域を学生の学びのキャンパスとして活用し、地域課題の研究・教育を進め、地域に還元します。

こうした取組を通じて、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指します。

3 具体的な取組の内容

大学を活かしたまちづくりとして、当面、「福祉教育環境整備事業」、「地域社会貢献事業」、「新見駅西エリア整備事業」、「大学成長戦略支援事業」の4事業を柱に取組を進めます。

(1) 福祉教育環境整備事業

(ア) 新見公立大学教育支援センターの活用

市は、新見公立大学教育支援センターを活用し、安心して子育てができる教育・保育環境の整備を進め、人口3万人規模の本市だからこそできる「地域ではぐくむ子育て支援構想」の実現を目指します。

(イ) にいみ子育てカレッジの活動推進

市や県、新見公立大学、地域組織が連携して設立した「にいみ子育てカレッジ」は、地域の幅広い子育て支援関係者や子育て中の保護者等と共に、地域のニーズに即した地域協働型子育て支援事業を実施しています。このにいみ子育てカレッジの活動をさらに

推進します。

(ウ) 発達障がい児（者）支援事業

市は、発達障がいのある人への支援を一層充実させ、社会的な自立につながる支援体制づくりに努めます。その一環としてインクルーシブ教育システム（※）の構築を目指します。

※障がいのある子どもと障がいのない子どもが最大限に自分の力を発揮しながら共に学ぶ仕組み

(エ) 地域福祉の意識づくり

市は、生活上の困難を抱える障がい者や高齢者、子どもなど社会的弱者が積極的に社会参加できるよう市民の理解を深める講演会や学習会、アドバイザーの派遣などを通じて、地域ぐるみで社会的弱者を支える機運の醸成を図ります。

(オ) 市民の健康維持・増進、介護・介護予防

市民の健康を維持し、健康寿命の延伸を図るためには、日常の生活習慣の重要性に対する市民の関心と理解を深めることが必要です。市は、市民が自らの健康状態を自覚し、健康を増進し、できる限り住み慣れた場所で暮らし続けることができるよう、健康、介護・介護予防に関する研究を推進し、情報提供に努めます。また、知識の普及や技術的支援を行うための人材養成の取組も進めます。

(カ) 研究の強化及び研究成果の活用基盤の整備

市は、新見公立大学の教員や学生が、市内全域をキャンパスとして社会実験的な取組ができ、その研究成果がまちづくりに活かされ、広く市民に還元される体制づくりに努めます。

(2) 地域社会貢献事業

(ア) 地域共生推進センターの活用

市は、新見公立大学地域共生推進センターを活用し、中山間地域での地域共生社会の

基盤を支える人材を育成します。

(イ) 学びの場の提供

地域における共生社会を構築するためには、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成していくことが求められます。

このため、市は、地域の課題について、より体系的、専門的に学びたいと考える市民に対して、ワークショップや講演会、パネルディスカッション等の学びの場を提供する取組を進めます。

(3) 新見駅西エリア整備事業

市は、新見公立大学の学生数の増加に対応するため、新見駅西側の西日本旅客鉄道株式会社が所有する土地を購入し、民間活力による大学生の居住スペースを核とした整備を行います。

(4) 大学成長戦略支援事業

大学を活かしたまちづくりを進めるためには、新見公立大学が安定的に発展していくことが不可欠な要件です。

このため、新見公立大学が円滑に完全4年制へ移行することができるよう、行政として必要な支援を行うとともに、学生が本市に愛着を持ち、この地に住み続けたいと思えるよう、生活環境の整備を図ります。